

令和7年度鳥取県手話施策推進協議会（第1回）

別冊 資料一覧

○鳥取県手話施策推進協議会について	… 1 頁
○鳥取県手話言語条例	… 3 頁
○鳥取県手話言語施策推進計画〔令和6年3月改定〕（第2期計画）	… 7 頁
○手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）	…17 頁
○令和7年度予算説明資料（鳥取県手話言語施策推進計画関連）	…23 頁
○障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 （障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）	…36 頁
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 （障害者差別解消法）	…41 頁
○鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例 （あいサポート条例）	…45 頁
○手話で学ぶ教育環境整備事業	…53 頁

鳥取県手話施策推進協議会について

障がい福祉課

鳥取県手話施策推進協議会は、鳥取県手話言語条例第 17 条に基づき平成 25 年 12 月から設置された県の附属機関である。協議会では、手話の普及や手話が使用しやすい環境整備の推進等に関して、ろう者、手話通訳者、事業者などの様々な主体が集まって議論を行い、知事に意見する。

1 役割

①県が、鳥取県障害者計画※において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定める際、知事に意見すること。

②その他、条例の施行に関する重要事項（手話の普及に関する予算要求等）について、知事に意見すること。

※ろう者及び手話に関する施策は、「鳥取県手話施策推進計画」において具体的に定めて計画的に推進する。

2 定員等

(1) 委員は 10 人以内。

(2) 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

(3) 委員就任時の留意事項

- ・ 県の執行機関委員又は附属機関委員に就任していないこと。
- ・ 新任時に 70 歳未満であること。等

3 任期 3 年（再任あり）

4 報酬、旅費

(1) 報酬及び旅費（費用弁償）を県の規程に基づき支給する。

※ 行政職員、オブザーバーは報酬・旅費なし

5 開催時期等

- ・ 年 2 ～ 3 回開催
- ・ 1 回の会議は 2 時間程度

6 その他

委員のほか、オブザーバーを選任する。（条例規定なし）

【鳥取県手話言語条例（抜すい）】

（計画の策定及び推進）

第 8 条 県は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 2 項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第 1 項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをし

なければならない。

(設置)

第17条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- (1) 第8条第2項の規定により、知事に意見を述べること。
- (2) この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第18条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第19条 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第20条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第22条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(雑則)

第23条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

【鳥取県障がい者プラン（H27年3月制定、R6年3月改定）（抜すい）】

VI 4. 情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

障がいがある人となない人が共に暮らす社会を構築するためには、障がいの特性に応じて、障がい者が情報に十分アクセスでき、地域でコミュニケーションが取れることが何よりも重要です。

令和4年5月には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が成立し、地方自治体の責務として、地域の実情を踏まえ、障がい者が必要な情報を取得・利用でき、意思疎通を図ることができるよう施策を実施することとされており、障がいのある方への情報保障の取組を進めていくことが求められています。こうした中、近年発達が目覚ましいICT（情報通信技術）等を活用した、障がいのある人の情報収集や発信、コミュニケーションのサポート等、多様な社会参加の促進に寄与することが期待される取組を更に進める必要があります。

また、災害に関する情報を障がいのある人に確実に伝えるため、日頃から、障がい特性に応じた情報伝達体制を整えておく必要があります。

なお、ろう者及び手話言語に関する施策に関して、別途「鳥取県手話施策推進計画」において具体的に定めており、計画的に推進していくこととしています。

鳥取県手話言語条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 手話の普及（第8条—第16条）

第3章 鳥取県手話施策推進協議会（第17条—第23条）

附則

ろう者は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っている。

わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。ところが、明治13年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議された。それを受けて、わが国でもろう教育では口話法が用いられるようになり、昭和8年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は著しく傷付けられてしまった。

その後、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国が増えている。また、明治13年の決議も、平成22年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議で撤廃されており、ろう者が手話を大切にしているとの認識は広まりつつある。

しかし、わが国は、障害者の権利に関する条約を未だ批准しておらず、手話に対する理解も不十分である。そして、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を入手したり、ろう者以外の者と意思疎通を図ることが容易ではないことが、日常生活、社会生活を送る上での苦労やろう者に対する偏見の原因となっている。

鳥取県は、障がい者への理解と共生を県民運動として推進するあいサポート運動の発祥の地である。あいサポート運動のスローガンは「障がいを知り、共に生きる」であり、ろう者とうる者以外の者との意思疎通を活発にすることがその出発点である。

手話がろう者とうる者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とうる者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とうる者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（手話の意義）

第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

（基本理念）

第3条 手話の普及は、ろう者とうる者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を

互いに尊重することを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

2 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

第2章 手話の普及

(計画の策定及び推進)

第8条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かななければならない。

3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第9条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。

2 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第10条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

2 県は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行うものとする。

(手話通訳者等の確保、養成等)

第11条 県は、市町村と協力して、手話通訳者その他のろう者が地域において生活しやすい環境に資するために手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第12条 ろう児が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、ろう児及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 県は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第13条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(ろう者等による普及啓発)

第14条 ろう者及びろう者の団体は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第15条 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、手話の普及に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 鳥取県手話施策推進協議会

(設置)

第17条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(1) 第8条第2項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第18条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第19条 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第20条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第22条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(雑則)

第23条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県手話言語施策推進計画

鳥 取 県

平成27年3月

(令和6年3月改定)

目次

はじめに	P 1
1 計画の位置付け、計画期間	P 2
(1) 計画の位置付け	
(2) 計画期間	
2 計画の検討経過	P 2
3 計画の理念	P 2
4 施策の基本的な考え方	P 2～3
(1) 手話言語の普及及び手話言語による情報発信を 通じたい者に対する理解促進	
(2) ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり	
5 計画推進イメージ	P 3
6 手話言語施策推進方針	P 3～7
(1) 手話言語の普及及び手話言語による情報発信を 通じたい者に対する理解促進	
ア 地域、職場等における手話言語の普及	
イ 教育における手話言語の普及	
ウ 行政、公共交通機関等における手話言語の普及・情報発信	
エ デフスポーツを通じたい者への理解促進	
(2) ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり	
ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実	
イ きこえない・きこえにくい人への相談支援事業の充実	
ウ きこえない・きこえにくい人が交流できる機会の充実	
エ 鳥取聾学校・難聴学級等における「手話言語による教育」の推進	
オ ICTを活用した新しいコミュニケーション環境の創出	
カ ろう者が働きやすい環境づくり	
キ とつとりの手話言語の文化的発展	
ク 自然災害及び感染症拡大等の非常時に備えた体制づくり	
7 数値目標	P 7
8 鳥取県手話施策推進協議会委員等名簿	P 8

はじめに



平成25年10月、「手話を言語として認めて欲しい」というろう者の切実な声を受け、鳥取県は全国に先駆けて手話言語条例を制定しました。以後、本県では手話が言語であるとの認識の下、様々な施策を通じて手話言語の普及を進め、ろう者ときこえる人が共生する社会の実現に向けて取り組み、昨年、条例制定から10年の節目を迎えました。

これまで、県民向けミニ手話講座の開催、企業・団体の手話学習会開催の支援、学校における手話ハンドブックの配布や鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」の開設などを実施してきました。また、“手話の聖地”鳥取県で高校生が手話言語で思いを伝えようと熱演を繰り広げる「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を毎年開催し、昨年からはより多くの方に手話言語の魅力を体感していただける「とっとり手話フェス」も開催しています。

さらに、令和7年度は、ろう者の国際的なスポーツの祭典「東京2025デフリンピック」が我が国で初めて開催されますので、大会成功に向けた機運醸成を図るとともに、デフスポーツへの関心を高め、ろう者への理解促進を図ってまいります。

手話言語の普及は、きこえない・きこえにくい・きこえるに関係なく、地域、職場、学校教育など社会生活のあらゆる場面で交流を深めていくためにも重要です。また、ろう者ときこえる人の橋渡しの役割を担う手話通訳者等の確保に努めるとともに、ろう者が積極的に社会に関わっていくことができる環境の整備も必要です。そして、行政、ろう者、手話通訳者等の関係者、事業者、一般県民がそれぞれの立場で手話言語に関わり、交流を深めながら同じ目標に向かって進んでいくことが、共生社会実現の基礎となります。

本県では、条例で定める理念実現のため、平成27年3月に「鳥取県手話施策推進計画」を策定し、多様な手話言語施策の基本方針等を定め、それに基づく施策を実施してきました。その後、平成29年9月の「あいサポート条例」の制定、令和4年の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立、令和6年4月の改正障害者差別解消法の施行に伴う、事業者による「合理的配慮の提供」の義務化と、県内外で大きく環境が変化しています。

県では、こうした環境の変化や、これまでの施策の現状と課題等を踏まえ、この度、本計画を「鳥取県手話言語施策推進計画」と改定し、今後はこの計画に基づき、手話言語施策をより一層、強力に進めてまいります。

なお、計画改定に当たって、鳥取県手話施策推進協議会の委員、オブザーバーの皆様方をはじめ、パブリックコメント等を通じ、多くの県民の皆様から貴重な御意見、御指導をいただきました。改めて、厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

鳥取県知事 平井 伸治

1 計画の位置付け、計画期間

(1) 計画の位置付け

この計画は、鳥取県手話言語条例（以下「条例」といいます。）第8条第1項に基づき、「手話言語が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるものです。

(2) 計画期間 令和6年度から令和14年度まで

なお、この計画期間に関わらず、改正が必要と認められる場合には随時見直しを行います。

2 計画の検討経過

本計画は第2期の計画となりますが、第1期の計画策定後、計画の進捗状況について毎年検証してきました。この度の計画改正に当たり、第1期の計画に係る検証結果やパブリックコメントで得られた意見を参考としながら、鳥取県手話施策推進協議会において約2年間、計5回にわたって議論を進めました。

令和4年11月	手話施策推進協議会1	…	計画の改正の方向性を検討
令和5年 2月	手話施策推進協議会2	…	改正後の計画の概要案を検討
8月	手話施策推進協議会3	…	改正後の計画の概要案を再検討
11月	手話施策推進協議会4	…	改正後の計画案を検討
令和6年 2月	改正計画案に関するパブリックコメントを実施		
令和6年 3月	手話施策推進協議会5	…	改定計画最終案の決定
手話言語施策推進計画の改正			

3 計画の理念

手話が言語であるとの認識の下、手話言語の普及を通じて、ろう者ときこえる人が互いの個性・人格を尊重して、共生する社会を目指します。

4 施策の基本的な考え方

施策の立案・推進にあたっては、計画の理念を踏まえつつ、以下の考え方を基本とします。

(1) 手話言語の普及及び手話言語による情報発信を通じたろう者に対する理解促進

共生社会の実現を目指すためにも、障がいの有無に関わらず誰でも等しく必要な情報を得られる環境を整えることが必要であり、手話言語は、ろう者にとって重要な意思疎通の手段であることから、国や地方自治体だけではなく、民間も一緒になって手話言語を普及していく取組を進めていくことが求められます。

また、人と人が対面し、互いの目を合わせて意思等を伝え合う手話言語には、ICT全盛の現代社会だからこそ学ぶべき大切な要素が含まれており、手話言語を知り、理解を深めることが、ろう者が安心して暮らせる地域づくりにつながっていく

ます。

手話言語の普及及び手話言語による情報発信は、手話言語の表現を覚えるだけではなく、ろう者の生活・文化等を知り、ろう者ときこえる人が交流し、コミュニケーションの重要性を実感しつつ、互いの理解を深め、学びあうためのものとして、大切にして推進します。

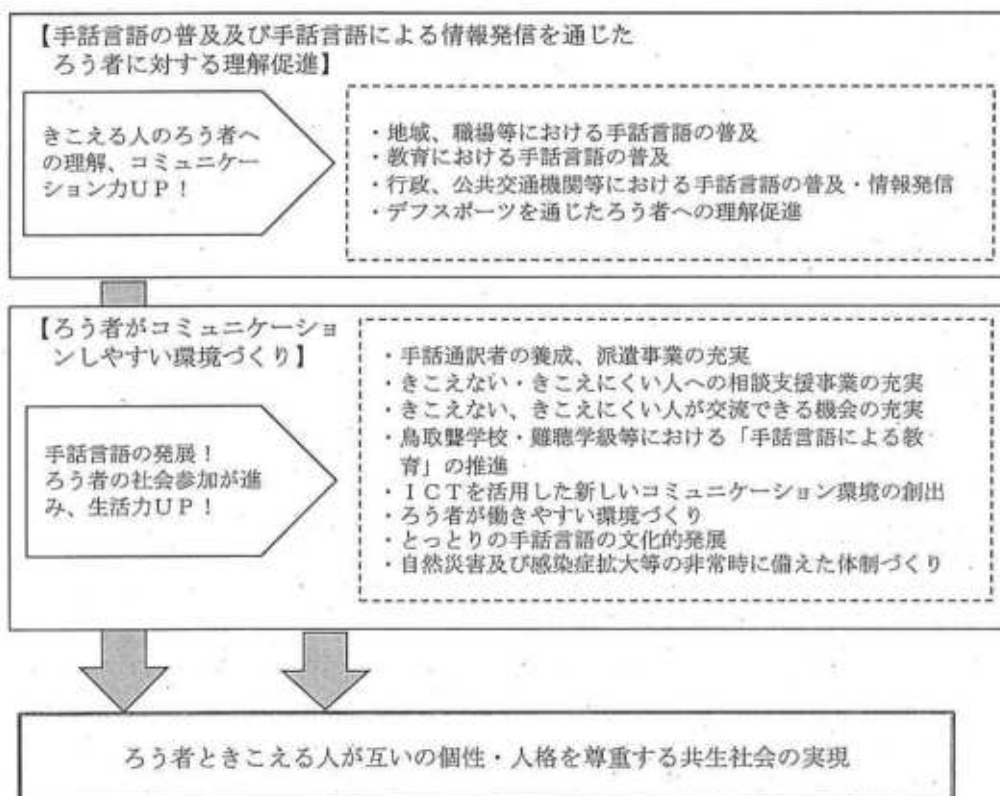
さらに、東京2025デフリンピック開催を機にデフスポーツを通して、ろう者への理解促進を図ります。

(2) ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり

ろう者の文化を尊重し、ろう者の生活・ニーズを踏まえ、手話通訳者の養成やICTの活用などに努めていくことは、ろう者にとっての社会的障壁の除去、ろう者に対する合理的配慮の提供に寄与するものであることから、ろう者ときこえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進します。

5 計画推進イメージ

計画の理念である共生社会実現のため、次のとおり計画推進イメージを示します。



6 手話言語施策推進方針

次のとおり、手話言語施策推進方針を定め、総合的に施策を推進していきます。

(1) 手話言語の普及及び手話言語による情報発信を通じたらう者に対する理解促進

ア 地域、職場等における手話言語の普及

ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等ではろう者ときこえる人が簡単な手話言語で日常会話ができ、ろう者ときこえる人が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした手話言語の普及を進めます。こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋がります。

また、多くの人が手話言語に関心を持ち、身近に感じてもらうため、手話パフォーマンス甲子園、とっとり手話フェス等を通じた普及啓発にも力を入れます。

さらに、きこえない・きこえにくい人も手話言語が学べる場づくりを進めます。

手話カフェ及びICTを活用した取組等の広がりを通じて、誰もが手話言語に触れ、学べる環境づくりを進めます。

また、民間企業における情報発信や各種イベントでの手話言語の活用等が進むよう普及啓発に取り組みます。

【実施施策】 県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金、手話サークル等助成事業費補助金、手話パフォーマンス甲子園及びとっとり手話フェスの開催、手話啓発イベントへの助成、きこえない・きこえにくい人の相談支援セミナー実施事業補助金、難聴者等向けコミュニケーション学習開催事業費補助金、手話検定等受験料助成制度、鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金等

【予定施策】 民間企業・団体等向けのあいサポート運動の研修での手話言語を使った情報発信の推奨及びきこえない・きこえにくいことへの理解啓発

イ 教育における手話言語の普及

小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校（以下「小・中学校等」という。）において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、児童生徒と一緒に楽しみながら手話言語の普及を進めるとともに、デジタル教材を活用した学習にも取り組みます。

手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校における手話言語の取組を着実に進め、将来的には全学校で手話言語を学ぶ機会をつくります。

【実施施策】 手話普及支援員派遣制度（手話普及コーディネーターの配置を含む）、手話ハンドブック・鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」・手話ダンス動画「手話のWA」等の手話学習教材の活用推進、豊学校との交流学习の推進、学校における手話言語に関する情報を受発信する窓口役の決定等

ウ 行政、公共交通機関等における手話言語の普及・情報発信

ろう者及び盲ろう者への理解、手話言語学習を進め、手話言語を中心とした意思疎通方法により、必要なサービスの提供を行います。また、手話が言語であることの周知啓発や、手話言語による情報発信を包括的に進めるとともに、行政窓口では、手話言語で対応可能な職員増を進めます。

また、パブリックコメントの意見募集における手話言語での対応や広報動画等に

おける手話言語への対応など、行政手続・サービスにおける手話言語への対応も進めます。

【実施施策】行政職員向け手話講座の開催、知事定例記者会見・議会中継等での話通訳者配置、

〔再掲〕手話学習会開催事業費等補助金、行政による情報発信における手話言語動画の活用等

エ デフスポーツを通じろう者への理解促進

東京2025デフリンピックに向けた機運醸成を図るとともに、大会成功に向けた支援を行うなど、デフリンピック開催を機にデフスポーツへの関心を高め、ろう者への理解促進を図ります。

【実施施策】デフリンピック大会機運醸成事業

【予定施策】デフスポーツの推進及び理解・啓発

(2) ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり

ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実

正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進めます。併せて、ろう者の社会活動範囲の拡大に伴う手話言語の多様化・専門化に対応するため、現任研修及び専門研修等の更なる充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。

また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信します。

さらに、手話通訳者の指導者の養成等を進めるとともに、手話通訳者等の健康管理を進めます。

【実施施策】手話通訳者養成研修・派遣事業、手話通訳者トレーナーの配置、手話通訳者指導者養成研修への派遣、手話通訳者等の頸肩腕障がい予防対策等

イ きこえない・きこえにくい人への相談支援事業の充実

手話通訳者派遣事業とも十分連携し、通訳現場での課題発見等により、積極的に相談ニーズを把握し、ろう者等が自己選択と自己決定ができるよう必要な支援を行うことによって課題解決を目指す相談支援事業を推進します。

【実施施策】相談支援事業、きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』設置事業

ウ きこえない・きこえにくい人が交流できる機会の充実

きこえない、きこえにくい人の居場所づくりとして、きこえない人、きこえにくい人、きこえる人が互いに交流できる機会を創出します。

また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても交流機会の創出を検討します。

【実施施策】〔再掲〕鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金、手話通訳者等派遣費補助金、難聴者等向けコミュニケーション学習開催事業費補助金、手話サークル等助成事業費補助金

【予定施策】スポーツ、文化活動等における手話ボランティアの交流推進

エ 鳥取聾学校・難聴学級等における「手話言語による教育」の推進

教職員の手話言語習得、手話言語技術向上等を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくするとともに、ろう教諭等とのかかわりにより、自らがろうであることに誇りを持てる環境をつくります。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。

また、新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、きこえない・きこえにくい子どもの保護者に対して医療機関、保健所、市町村保健師、聾学校、療育機関等が早期から連携して支援を行います。教育の分野においても、聾学校が早期から関与し、きこえない・きこえにくいことに対する理解の促進や手話言語を習得する機会を提供します。

【実施施策】鳥取聾学校による小・中学校等への支援、教職員の支援部の充実、手話検定等受験料助成制度、きこえない・きこえにくいことに対する理解と手話言語技術の向上、鳥取聾学校以外の県内教育機関との手話言語の普及に関する連携、新生児聴覚検査体制整備事業、〔再掲〕きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』設置事業等

オ ICTを活用した新しいコミュニケーション環境の創出

ICTは視覚的に情報を入手するろう者にとって、日常生活、社会生活又は防災等においても大変有効なツールです。遠隔手話サービス、電話リレーサービスの利用促進、定着化等を通じて、ろう者とICTをつなぎ、新しい手話言語コミュニケーション環境の創出を目指します。

また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても手話言語コミュニケーション環境づくりを検討します。

さらに、民間企業が進めているAIによる手話画像認識・翻訳技術の確立に協力するとともに、確立後は、その技術の普及を進めます。

【実施施策】遠隔手話サービス、電話リレーサービスの地域登録の利用促進、ろう者向けICT学習会

【予定施策】AIによる手話画像認識・翻訳技術の確立への協力及び確立後の普及

カ ろう者が働きやすい環境づくり

きこえない・きこえにくい人の就労支援における手話通訳者等派遣事業その他の制度の普及・活用により、ろう者が働きやすい環境づくりを推進します。

【実施施策】きこえない・きこえにくい人の就労支援における手話通訳者等派遣事業

【予定施策】民間企業等における電話リレーサービスの法人登録の利用促進、〔再掲〕民間企業・団体等向けのあいサポート運動の研修でのきこえない・きこえにくいことへの理解啓発

キ とつとりの手話言語の文化的発展

地域における新しい手話言語表現の創出、古い地域手話言語の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話言語表現の豊かさ、多様性を育み、文化的発展を促進します。

【実施施策】とつとりの手話を創り、守り、伝える事業補助金

【予定施策】「とつとりの手話言語」等を活用した手話言語文化の保存・伝承の取組

ク 自然災害及び感染症拡大等の非常時に備えた体制づくり

ろう者が情報を取得・利用し円滑な意思疎通を図ることができるよう、自然災害や感染症拡大時の非常時に備えた体制づくりを検討します。

【実施施策】遠隔手話サービスを利用した意思疎通支援体制の強化、〔再掲〕電話リレーサービスの地域登録の利用促進、避難所におけるろう者対応の体制整備

7 数値目標

今後、手話施策の推進により、目標とすべき数値を示します。

区分	R4		R14目標	備考
登録手話通訳者数	65 人	→	102 人	手話通訳者派遣件数の伸び率等から推計
【関連施策】手話通訳者養成研修事業				
手話通訳者等設置事業人役	4.33 人役	→	4.50 人役	過去の実績から推計
手話通訳者派遣件数 (団体派遣)	780 件	→	1,400 件/年	過去の実績から推計
【関連施策】手話通訳者派遣事業				
手話講座等受講者数	734人/件	→	2,700 人/年	過去の実績から推計
【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金				
鳥取県職員人材開発センター主催の手話講座の充足率		→	毎年 100 %	
【関連施策】行政職員向け手話講座の開催				
学校における手話言語の取組の実施率	93.8%	→	100 %	
【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、学校における手話言語に関する情報を受発信する窓口役の決定				

(参考1) 登録手話奉仕員数 115人(令和5年度)

(参考2) 登録手話通訳者数のうち、(公社)鳥取県聴覚障害者協会職員 R4年度：15人

8 鳥取県手話施策推進協議会委員等名簿

区分	所 属 等	氏 名	備 考
当事者 団体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会理事	戸羽 伸一	協議会長
	鳥取県東部聴覚障がい者センター相談員	下堂 蘭 里美	
	鳥取県きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター「きき」主任	須崎 まり子	
関係者 団体	全国手話通訳問題研究会鳥取支部運営委員	野川 ひとみ	
	鳥取県手話サークル連絡協議会事務局長	田中 優子	
	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会事務局次長兼総務部長	今岡 誠一	
事業者	グッドヒル株式会社仕上物流センター長	河村 雅仁	
教育	鳥取県立鳥取豊学校長	秋田 易子	
	鳥取県立岩美高等学校校長	辻中 孝彦	
オブザー バー	鳥取市福祉部障がい福祉課長	田川 新一	
	米子市福祉保健部障がい者支援課長	米田 克宏	
	NHK鳥取放送局企画編成部副部長	寺師 航	
	鳥取県病院局長	竹内 和久	
	鳥取県警察本部人材育成課長	賀須井 司	
	日本財団公益事業部国内事業審査チームリーダー	菊地 佐知子	

手話に関する施策の推進に関する法律

(令和七年法律第七十八号)

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 基本的施策（第六条—第十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策（以下「手話に関する施策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、手話に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 手話に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 手話の習得及び使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者及び手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得及び使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにすること。

二 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化（手話及び手話による文

学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。以下同じ。）の保存、継承及び発展が図られるようにすること。

三 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（障害者基本計画等との関係）

第四条 政府が障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し、又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

（財政上の措置等）

第五条 政府は、手話に関する施策を実施するため必要な財政上又は法制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本的施策

（手話を必要とするこどもの手話の習得の支援）

第六条 国及び地方公共団体は、手話の習得についての理解に資するよう、手話を必要とするこども及びその保護者に対する手話に関する情報の提供、相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、手話を必要とするこどもがその希望により手話を習得することができるよう、乳幼児期においてその心身の発達に応じて手話を学習することができる機会の提供、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）及び

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。次条において同じ。）の授業その他の教育活動においてその心身の発達に応じて手話を学習することができる機会の提供その他の手話の習得の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、手話を必要とするこどもの手話の習得に資するよう、その保護者及び家族が手話を学習することができる機会の提供、これらの者に対する手話に関する相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校における手話による教育等）

第七条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、手話を使用するこどもが在学する学校において、その意向ができる限り尊重されつつ手話による教育を受けることができるよう、手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の実施に資するため、手話の技能を有する教員が養成されるようにするための大学及び教員養成機関による取組の促進、手話を使用するこどもが在学する学校の教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、手話を使用するこどもが学校生活において手話を自由に使用することができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（大学等における配慮）

第八条 国及び地方公共団体は、大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外

の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この条において同じ。)において手話を使用する者に対しその意向ができる限り尊重された適切な教育上の配慮がなされるよう、手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(職場における環境の整備)

第九条 国及び地方公共団体は、手話を使用する者を雇用し、又は雇用しようとする事業主における手話を使用する者が手話を適切かつ円滑に使用することができる職場環境の整備のための取組が促進されるよう、事業主に対する情報の提供、相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における生活環境の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(その他の手話の習得の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、第六条に定めるもののほか、音声言語を習得した後に音声言語による意思疎通を行う上での困難を有することとなった者であって手話を必要とするものその他手話を必要とする者がその希望により手話を習得することができるよう、手話に関する情報の提供、相談及び助言、手話を学習することができる機会の提供その他の手話の習得の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(手話文化の保存、継承及び発展)

第十二条 国及び地方公共団体は、手話文化の保存、継承及び発展が図られる

よう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 前項の施策には、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを通じて手話文化の保存、継承及び発展が図られるようにするための取組が含まれるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第十三条 国及び地方公共団体は、手話に関する国民の理解と関心を深めるよう、手話に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育において手話に関する理解と関心が深められるよう、学校教育において利用できる効果的な手法に関する情報の提供、児童、生徒等が手話を学習することができる機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(手話の日)

第十四条 国民の間に広く手話に関する理解と関心を深めるようにするため、手話の日を設ける。

- 2 手話の日は、九月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、手話の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十五条 国及び地方公共団体は、手話通訳を行う者その他の手話に関する専門的な知識及び技能を有する人材の安定的な確保、養成及び資質の向上のため、研修の機会の確保、適切な処遇の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第十六条 国は、手話文化の保存、継承及び発展に資するよう、手話文化に関する調査研究の推進、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるもの

とする。

- 2 国は、手話の習得のための効果的な手法の開発、手話による円滑な意思疎通を図るためのデジタル技術その他の先端的な技術を活用した機器等の開発、手話の習得及び使用に関する調査研究等の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流の推進）

第十七条 国は、手話に関する国際交流を推進するため、手話を使用する者の国際的交流の支援、手話文化に関する情報の交換等の活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（意見の反映）

第十八条 国は、手話に関する施策の策定及び実施に資するよう、手話を使用する者その他の関係者の意見を聴き調査審議を行う等、その意見を国の施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

- 2 この法律の規定については、この法律の施行後おおむね五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。